

# 令和3年（令和2年度決算）決算審査特別委員会審議状況

部（局） 企業局

審議経過の概要

## 【主な質疑】

### <県道千葉ニュータウン北環状線について>

（質問）

造成土地管理事業会計決算及び事業報告書 179 ページにある千葉北部地区、いわゆる千葉ニュータウン事業について、はじめに、千葉ニュータウン事業における令和2年度の処分面積、収入状況、また今後の見通しについて伺います。

（入江委員）

（回答）

千葉ニュータウンにおける処分状況等についてお答えする。まず、処分面積と収入状況について、千葉ニュータウンの事業区域内では、令和2年度は、定期借地の優先分譲を含め、8件、5.6haの土地分譲を行い、約50億8,300万円の収入があった。

また、千葉ニュータウンの事業区域外の土地、これは千葉ニュータウン事業が縮小した際に生じた除外所有地や保有代替地などといったものであるが、合計4件で0.4haの土地分譲を行い、約2,600万円の収入があった。

次に、今後の見通しであるが、令和2年度末の未処分地は、区域内には約12.8ha、区域外は約27.2haが残っている。

今後の取組としては、区域内の未処分土地については、処分に当たり課題がある土地などがあるが、それぞれの課題に応じた処分方法を検討し、処分を進めてまいりたい。

また、区域外の未処分土地だが、こちらは、接する道路がない土地であったり、不整形地であったりといった処分困難地が少なくない状況であるが、立て看板の設置や、隣接する地権者への働きかけなどにより、需要の掘り起こしを図り、処分を進めてまいりたい。

（木村ニュータウン事業室長）

（質問）

ニュータウン事業については、事業が完了しているが、まだ残事業があるとのことである。とりわけ私がお聞きしていきたいのは、千葉ニュータウン北環状線の未開通問題がある。全長12.4kmのところ、神々廻（ししば）地先から清戸まで約1kmが未開通、供用されていないということで、この6年くらいストップしている。道路用地に堆積した廃棄物を処理する必要があるが、これ



<p>審 議 経 過 の 概 要</p>	<p>まで処理した廃棄物の量と企業局の費用負担はどのようになっているのか。 (入江委員)</p> <p>(回答) 処理した廃棄物の量と費用負担についてお答えする。産業廃棄物の全体量46,800立方メートルに対し、これまで、約3割にあたる14,960立方メートルの処理を行ったところである。 企業局の費用負担については、総事業費用として37億円を見込んでおり、これまで17億2千万円を執行した。 工事再開に備え、当初予算として、残額の19億8千万円を計上しているが、昨年度は事業執行ができなかったため、2月補正で全額減額し、決算額としてはゼロになっているところである。 (木村ニュータウン事業室長)</p> <p>(質問) 北環状線の清戸地区の廃棄物処理について、現在の状況を教えてほしい。 (入江委員)</p> <p>(回答) 北環状線の清戸地区の廃棄物処理の現在の状況についてお答えする。 県道千葉ニュータウン北環状線の清戸地区の廃棄物処理については、都市再生機構と締結した確認書及び委託協定に基づき、当局が機構へ委託し、機構は道路工事と併せて実施する形で、廃棄物処理を進めてきた。 しかし、廃棄物の撤去に先立ち行っていた鋼管矢板を打設する工事について、隣接企業から苦情があり、平成27年12月以降、工事が中断している。 その後、機構は、工事再開を目指し、隣接企業との間で移転補償交渉を進めてきたが、交渉が難航し、現在も工事が止まっている。 (木村ニュータウン事業室長)</p> <p>(質問) 移転補償交渉に関わって、これまでどのくらいの金額が先方に支出されてきたのか確認したい。 (入江委員)</p> <p>(回答) 隣接企業に対してこれまで補償した金額ということだが、道路用地にある物件の移転補償であったり、工事に伴って発生した、施設に対する補償ということがあり、3回にわたって補償しているということで、端数も合わせて合算すると約2億8,900万円支払っている。 このうち当局が負担したものに限って言うと、負担割合について、千葉ニュータウン事業の施行に関する協定というものがあり、補助金等を除いて、都市再生機構がニュータウン事業で実施した整備費等の5%を当局が負担するというようになっており、456万円を負担しているところである。 (木村ニュータウン事業室長)</p>
--	--



審議経過の概要

(質問)

道路用地の取得ということで、補償額については3分の1が県土整備の方で、そういった数値が支払われていると理解している。そこで、今、移転補償交渉が難航しているということで、平成27年の12月から工事がストップしているということだが、移転補償交渉の現状と、今後成立した場合企業局においても新たな負担が生じると思われるが、今後の見通しについて教えてほしい。

(入江委員)

(回答)

移転補償交渉の状況ということだが、先程申し上げたとおり隣接企業との間で交渉が難航していると聞いている。

今後の費用負担だが、交渉で追加補償が発生するかどうかということがあるが、仮に追加で補償を行うということになった場合には、事業清算時の覚書があり、企業局と機構で投下資金割合で負担しあうということになっている。その場合の企業局の負担割合は38.87%ということになっている。

(木村ニュータウン事業室長)

(意見)

この北環状線が未だに未開通ということで非常にニュータウンの住民はじめ県民にとって不便、道路が開通しないことの支障が長らく続いている。

本来は必要のない廃棄物の撤去、相手方との補償交渉に時間がとられ、また先程あったように3億円近い補償金が払われ37億円の撤去の費用ということで、これは県民にとって非常に損失となっている、由々しき事例だということをもまず申し上げたい。

(入江委員)

(要望)

次に具体的に申し上げたいのだが、10月24日に私も現地を見てきた。硫化水素の異臭、非常に強いものがあり、翌日廃棄物指導課と企業局のほうにお願いして現地を調査していただいた。周辺の住民の健康被害が出ないように定期的な見回り、チェックをしていただきたい。

平成21年だったかと思うが、県のほうはこの環境調査をしている。報告では環境基準以下の臭気だったということだが、やはり過去の環境調査においても硫化水素の原因は廃棄物に由来している可能性が高いとの結果も出ているので、そこのところをお願いします。

(入江委員)

(要望)

次に先程の答弁で、URが補償対象者と直接交渉を行ってまだそれが整っていないということだが、この補償額については会計検査院の、27年か28年に調査で問題とされているところであるから、URから補償額が示されたとして



審議経過の概要

も、県としてそのまま丸のみするのではなく、その補償の積算基準であるとか、公共用地取得のきちんとしたものに則って補償が整ったのか、当事者の一人としてきちんとチェックしていただきたい。

(入江委員)

(要望)

次に今度は道路開通に関わる工事については県土整備になるが、周辺に約6万立方メートルとも言われる不法堆積物が依然として堆積している。鋼管矢板を打って今道路用地に流れ込まないようにというようなことがなされているわけだが、こちらについてもやはり、今の地権者には撤去する法的な義務がないということで、全く撤去の見通しが見えていないが、こちらについても庁内の関係各課と連携していただき、どのような道路形状としていくのか、URとも相談することになると思うが、そのあたりをしっかりとやっていただきたい。

(入江委員)

(要望)

最後になるが、今回この事案を招いたのは昭和45年に企業庁が用地を取得、買収したところから始まっている。54年から61年にかけて元の地権者がとんでもない廃棄物を積み上げていたわけだが、この間の管理を怠っていたこと、これをきちんと教訓として今後の土地管理にしっかりと繋げていただきたい。

(入江委員)

(意見)

それから都市整備課になるが、建築基準法違反で建てたものを撤去するということが交渉が行われているが、本来、廃棄物の上に建築物を建てること自体が許されないことであって、それに3億円も血税がたぎ込まれているということも指摘しておきたい。

(入江委員)

(要望)

最終的にはこの審議とは別になるが、この補償をめぐるのは、元経産相の、国会議員の方の現金授受といった政治とカネの問題の舞台になっているということを念頭に入れて、URの補償交渉についても、しっかりと説明を求めて、県当局としても道路開通に向けて各課と連携してやっていただきたいということを強く申し上げて質疑を終わる。

(入江委員)